

令和3年9月29日決定

令和3年10月20日改定

令和3年11月26日改定

新型コロナウイルス感染症については、引き続き、ワクチン接種の取組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保、感染拡大防止の取組みを継続することで、感染対策と日常生活を両立させる取組みを進めていく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として11月26日から当面の間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

11月25日現在で病床使用率は4%、うち重症者用病床使用率は4%（コロナ受入病床：306床（うち重症病床47床）、自宅療養者数は8人、療養先調整中は5人となっている。

現在、市内医療機関の協力によりコロナ受入病床306床を確保している。

今後の感染拡大に備えて、病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の強化を行う。

（1）病床の確保

- ・国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、更なる病床確保を行う。
- ・感染拡大時は通常医療の制限による入院病床の確保を実施する。

（2）早期対応による重症化防止の強化

① 自宅療養者への早期対応体制の強化

- ・外来受入医療機関の拡充（15→20医療機関）

② 宿泊療養施設の強化

○入所受入れの拡大

- ・無症状者でもハイリスクの方は、医療者による24時間健康観察体制の整った、個室に入所のうえ、安心して療養
- ・感染状況を踏まえ、更なる宿泊療養施設を確保

○酸素投与設備の設置（11月末までに順次設置）

- ・入所者の入院調整中に酸素投与が必要となった場合に備えて、大きな流量の酸素供給設備を3施設で55名分設置

また、新型コロナウイルス感染症の治療・療養後にも、倦怠感や息苦しさ

などの一部の症状がみられる場合があることから、後遺症対策として、①後遺症相談ダイヤルの開設（11月1日～）や②後遺症の実態調査（12月～1月）を行う。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的にPCR検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対してPCR検査を実施（2020年11月25日～）。

更に、プール検査の活用により、感染拡大・クラスター防止対策を強化（2021年4月1日～ワクチン2回接種まで）。検査頻度を2週間に1回から1週間に1回に変更し定期検査を強化（7月26日～）。

3回目のワクチン接種終了まで検査を再開（2021年11月1日～）。

②学校園、福祉施設において、陽性患者が発生した場合、濃厚接触者の有無に関わらずクラス又はフロアの全員に対してPCR検査を実施（2020年12月1日～）。

③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、「酒類を提供する飲食店を対象としたPCR検査」について、飲食店全般（酒類の提供の有無にかかわらず）へ対象を拡大（2021年11月1日～）。

3. 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、ウイルス量が多い陽性検体は、全件をゲノム解析し、新たな変異株を監視している。また、ウイルス量が少ない陽性検体は、免疫を逃れる変異をモニタリングするため E484K(Q)スクリーニングPCR検査を実施しており、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。

4. 保健所の強化

感染拡大時にも円滑な患者対応ができるよう保健所を強化する。

・患者データ管理アプリの導入等による新型コロナ対応業務のデジタル化（11月1日から順次導入）

・事前質問票入力システムの導入による積極的疫学調査のスピードアップ（12月上旬予定）

- ・ 自宅療養者夜間コールセンターの設置による、夜間電話対応の一元化（感染拡大時）

5. 外国人の方への相談対応の強化

留学・ビジネスなどで短期滞在されている外国人の方に言語のハードルをなくして、症状の相談や検査を受けやすくするための専用相談ダイヤルを設置し、無料のPCR検査を実施する。（12月下旬～1月上旬開始予定）

6. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための切り札である。

11月21日時点で接種対象人口の82%の方が2回接種を終えており、希望される方の接種は、10月末でほぼ終わっている。

感染拡大防止及び重症化予防のため、18歳以上の2回目接種完了者に対して追加接種（3回目接種）を実施する。

追加（3回目）接種用の接種券は、11月22日に第1弾を発送した。今後、2回目接種終了後8か月経過した日を目途に毎週接種券を発送し、1・2回目接種と同様、追加接種についても着実に進める。

10. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の使用量を確保すること。
- ③面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。具体的には感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応を検討すること。直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④利用者の外泊、外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。

外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底すること。

- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については、引き続き実施し、感染拡大・クラスター防止対策を継続する。

12. 市有施設等の対応

11月26日以降、多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や、兵庫県・国の方針に基づき対応する。

13. イベント等

11月26日以降、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の①及び②の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

①人数上限

・5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

②収容率

・大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合、収容定員の100%以内

・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントについて、感染防止安全計画を策定し、兵庫県による確認等を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%（「大声なし」が前提）とする。